

別記様式

随意契約結果書

件名及び数量	令和4年度小禄道路敷設に伴う発掘調査業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号
契約締結日	令和4年5月26日
契約の相手方の氏名 及び住所	那覇市長 城間 幹子 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	88,000,000円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	88,000,000円(税込み)
随意契約によること とした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業務名：令和4年度小禄道路敷設に伴う発掘調査業務
2. 履行場所：沖縄県那覇市宮城地内
3. 契約の相手方：那覇市長・城間・幹子
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
電話番号：098-867-0111 那覇市役所（代表）
4. 隨意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由
 - (1) 目的・内容：
本業務は、那覇空港自動車道「小禄道路」建設工事に先立ち、計画敷地に係る部分の発掘調査を実施し、遺跡の遺構・遺物の適切な記録保存を図る。
 - (2) 理由
「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（昭和46年11月1日建設省道一発第93号道路局国道第一課長から各地方建設局道路課長、北海道開発局建設部長あて通知）」より、「発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行うこと。」とあることから那覇市と契約を結ぶ必要がある。よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。